

悪質商法による消費者被害の例

アポイントメント商法

応募した覚えがないのに「スーパードリームくじの1等高額賞品に当選しました！〇月〇日までに賞品を受け取りに来てください！」というハガキが届いた。

ハガキに記載されていた電話番号へ連絡すると、「どちらで応募されたかは分かりませんが、〇〇様は確かに応募され、ご当選されています。なお、期日を過ぎてしまうと賞品を受け取る権利が失効してしまいますので、お早目にお受け取りください。来ていただければすぐにお渡しすることができます。」と言われた。

少し怪しいと思ったが、もし本当に高額賞品がもらえるのならもったいないと思い、指定された場所へ行くと、最初は賞品受け取りの手続きなどの話しをされたが、徐々に別のネックレス購入の話しになり、「用事があるから」と言っても帰してもらえず、根負けしてネックレスを購入してしまった。